

事 務 連 絡

平成 2 6 年 1 2 月 3 日

各市町村子ども・子育て支援新制度担当課 様

島根県健康福祉部青少年家庭課
(少子化対策推進室)

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める「教育・保育の量の見込み」、
「確保方策」の記載にあたっての留意点について（通知）

市町村子ども・子育て支援事業計画に定める「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」
については、平成 2 6 年 9 月 1 6 日青号外で依頼し回答をいただいているところですが、計
画への記載にあたっては、下記の点に留意していただきますようお願いします。

記

1 確保方策

確保方策の数については、認可定員ではなく、子ども・子育て支援法第 3 1 条、4 3 条
に基づく利用定員を記載してください。

2 利用定員の設定方法

利用定員は認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合
には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があります。（※自
治体向け F A Q 第 4 版【利用定員・認可定員】No. 5 参照）

このため、特に恒常的に利用人数が少ない幼稚園（公立・私立含む）の利用定員につい
ては、職員の配置状況等を踏まえ、実際に供給可能な数を利用定員として設定していただ
くこととなります。

3 新制度に入らない幼稚園の確保方策への記載

新制度に入らない幼稚園も市町村計画の確保方策に記載していただくこととなりますが、
認可定員をそのまま計上するのではなく、現在の利用状況、来年度の園児募集人数等を踏
まえ、確認を受ける幼稚園と同様、実際に供給可能な数を計画に記載していただくこと
となります。

4 特例給付を活用した確保方策を計画に定める場合

市町村内に幼稚園がない等の理由により、1号認定子どもを保育所で受け入れることを前提として計画を策定することができます。(特例給付の活用)

このようなケースでも、施設は原則として定員の範囲で子どもを受け入れることとなります。

したがって、利用定員設定にあたっては特例給付による子どもの受入数を踏まえた設定をする必要があります。

〈例〉
○量の見込み
・ 1号認定 5人
・ 2～3号認定子ども 100人
○確保方策 (特例給付を活用し保育所のみで確保)
・ 利用定員 105人

5 需給バランス

市町村計画では各年度の量の見込みに対応する確保方策を定める必要があります。

したがって、「確保方策」－「量の見込み」 ≥ 0 となることが求められます。

なお、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。(※自治体向けFAQ第4版【事業計画】No.1参照)

担当

島根県健康福祉部青少年家庭課

少子化対策推進室 朝倉

TEL:0852-22-5302 FAX:0852-22-6045

E-mail:asakura-masayuki@pref.shimane.lg.jp